

○さくら市防災行政用無線局戸別受信機の設置及び管理に関する規程

平成20年3月31日

訓令第8号

改正 平成27年12月15日訓令第21号

(目的)

第1条 この訓令は、さくら市防災行政用無線局管理規程(平成17年さくら市訓令第18号。以下「無線局管理規程」という。)第15条第6項に規定する戸別受信機(以下「受信機」という。)の適切な管理を図るため、受信機の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(平27訓令21・一部改正)

(受信機の設置)

第2条 市は、行政業務の連絡と住民生活に必要な情報を正確かつ迅速に伝達するとともに、災害非常時の情報伝達として、受信機を無償貸与又は有償譲渡にて設置するものとする。

(無償貸与)

第3条 受信機の無償貸与を受けられる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内の音達区域(無線局管理規程第2条第4号に規定する同報系子局を中心としたおむね半径500メートルの区域をいう。次号において同じ。)外に居住する者
- (2) 市内の音達区域外にある建物を所有している者又は管理している者
- (3) 市長が別に定める避難所等を管理している者
- (4) 前3号に規定するほか、受信機の無償貸与が必要と市長が認めた者

2 前項に規定する者で受信機の無償貸与を希望するものは、防災行政無線戸別受信機無償貸与申請書(様式第1号)により市長に申請するものとする。

3 無償貸与される受信機(以下この項において「受信機」という。)の設置、転居等により新たに必要となる外部アンテナの設置及び故障修理に係る費用については、市が全額を負担するものとする。ただし、次に掲げる費用については、当該受信機を使用又は管理する者が負担するものとする。

- (1) 受信機の使用に伴う電気料
- (2) 電池交換に係る費用
- (3) 受信機を設置する建物の増改築等による既設の受信機、外部アンテナ等の移設費用

4 受信機の無償貸与は、予算の範囲内で行う。

(平27訓令21・全改)

(有償譲渡)

第4条 受信機の有償譲渡を受けられる者は、次に掲げる者とする。

(1) 市内の事業所、福祉施設等

(2) 前号に規定するほか、受信機の有償譲渡が必要と市長が認めた者

2 前項に規定する者で受信機の有償譲渡を希望するものは、防災行政無線戸別受信機有償譲渡申請書(様式第2号)により市長に申請するものとする。

3 有償譲渡される受信機の設置、故障修理、電池交換等に係る費用は、当該受信機を使用又は管理する者が全額を負担する。

(平27訓令21・全改)

(受信機の管理)

第5条 無線局管理規程第5条第1項に規定する総括管理者(以下「総括管理者」という。)は、受信機の管理及び運用について、第3条第3項ただし書及び前条第3項に規定する受信機を使用又は管理する者(以下「使用者」という。)を指導又は監督する。

2 総括管理者は、前項の規定による指導又は監督を一元的に行うため、防災行政無線戸別受信機管理台帳(様式第3号)を作成するものとする。

(平27訓令21・一部改正)

(受信機の譲渡等の禁止)

第6条 使用者は、受信機を第三者に譲渡し、又は売却してはならない。

(平27訓令21・一部改正)

(損害弁償)

第7条 使用者は、故意又は過失により受信機を破損したときは、その程度により実費弁償するものとする。

(平27訓令21・全改)

(受信機の返還又は撤去)

第8条 使用者のうち第3条第1項第1号、第2号若しくは第4号又は第4条第1項の規定に係るものは、当該規定に該当しなくなった場合は、速やかに受信機を市長に返還しなければならない。

2 総括管理者は、使用者のうち第3条第1項第3号の規定に係るものが当該規定に該当しなくなった場合は、当該受信機を撤去するものとする。

(平27訓令21・追加)

(受信機の保守点検)

第9条 使用者は、常に受信機の取扱いに注意して点検を行い、受信機の保持及び管理に努めるものとする。

2 受信機の点検項目は、次のとおりとする。

- (1) 電源部の赤色ランプ点灯の状態
- (2) 音声ボリュームの位置による音量変化の状態
- (3) 電源コードの接続状態
- (4) 電池の装着状態
- (5) 受信時の雑音入感の有無

3 使用者は、受信機に異常が生じたときは、速やかに総括管理者に連絡するものとする。

(平27訓令21・旧第8条繰下・一部改正)

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月15日訓令第21号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

防災行政無線戸別受信機無償貸与申請書

さくら市長 様

申請者

住所

氏名（法人名・代表者氏名）

印

電話番号

戸別受信機の無償貸与を受けたいので、さくら市防災行政無線局戸別受信機の設置及び管理に関する規程第 3 条の規定により申請します。

なお、貸与された戸別受信機の取扱いについては、充分注意し、その保持及び管理に努めます。

市記入欄 ※申請者は記入しない	
戸別受信機製造番号	
ダイポールアンテナ設置の有無	有 ・ 無
音達区域	内 ・ 外
備考	

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

さくら市長 様

申請者
住 所
氏 名
電話番号



防災行政無線戸別受信機有償譲渡申請書

戸別受信機の有償譲渡を受けたいので、さくら市防災行政用無線戸別受信機の設置及び管理に関する規程第4条の規定により次のとおり申請します。

1 購入個数 _____ 個

2 設置場所 _____

様式第3号（第5条関係）

防災行政無線戸別受信機管理台帳

No.	使用者名	フリガナ	住所	電話番号	戸別受信機製造番号	備考

様式第1号(第3条関係)

(平27訓令21・追加)

様式第2号(第4条関係)

(平27訓令21・旧様式第1号繰下・一部改正)

様式第3号(第5条関係)

(平27訓令21・追加)